

令和2年3月 第2回佐々町議会臨時会 会議録

1. 招 集 年 月 日 令和2年3月27日（金曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和2年3月27日（金曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	須 藤 敏 規 君	2	浜 野 亘 君	3	永 田 勝 美 君
4	長 谷 川 忠 君	5	阿 部 豊 君	6	永 安 文 男 君
7	橋 本 義 雄 君	8	平 田 康 範 君	9	淡 田 邦 夫 君
10	川 副 善 敬 君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古 庄 剛 君	副 町 長	中 村 義 治 君	教 育 長	黒 川 雅 孝 君
総 務 理 事	迎 雄 一 朗 君	総 務 課 長	山 本 勝 憲 君	企画財政課長	藤 永 大 治 君
税 務 課 長	大 平 弘 明 君	住民福祉課長	今 道 晋 次 君	保険環境課長	安 達 伸 男 君
建 設 課 長	川 崎 順 二 君	産業経済課長	藤 永 尊 生 君	会 計 管 理 者	内 田 明 文 君
教 育 次 長	水 本 淳 一 君	農業委員会事務局長	金 子 剛 君	水道課長補佐	大 石 俊 一 君
水 道 課 係 長	吉 福 高 志 君				

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松 本 孝 雄 君	議会事務局長補佐	松 本 典 子 君

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 委員会報告

1 産業建設文教委員会

(1) 所管事務調査

① 上下水道事業について

② 農林業について

日程第4 議案第34号 令和元年度 佐々町一般会計補正予算（第6号）

日程第5 議案第35号 令和元年度 佐々町水道事業会計補正予算（第3号）

日程第6 議案第36号 令和2年度 佐々町水道事業会計予算

日程第7 議案第37号 工事請負契約締結の件

（令和元年度 令和元年災391-101中川原地区農業用施設災害復旧工事）

閉会

9. 審議の経過

（10時00分 開会）

— 開会 —

議 長（川副 善敬 君）

ただ今から、令和2年3月第2回佐々町議会臨時会を開会します。

開会にあたり、町長から御挨拶をいただきます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

皆様、おはようございます。本日は佐々町議会の臨時議会の招集をお願いいたしましたところ、大変お忙しいなか、また年度末ってことで、のところ全議員の皆様方に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

現在皆様御存じのとおり、新型コロナウイルスの感染症が、依然として感染拡大が続いております。県内におきましても、去る3月25日に、2例目となる感染者が確認をされました。治療を受けておられる方々にお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い回復を心から願っておる次第でございます。

また、不特定多数の方が集まる各種行事につきましては、別に広報等を予定しておりますが、引き続き当面の間、中止又は延期又は規模の縮小にすることにしておりますので、御理解をいただきますようによりしくお願い申し上げます。複数の地域での感染経路が明らかでない患者が出ているということも踏まえまして、町としましても感染の拡大の防止に努めなきゃならないと思っていますし、そういう観点から、住民の皆様におかれましては、引き続き御家庭、御職場での感染防止に努めていただきますように心からお願いを申し上げたいと思っております。

案件につきましては、本日4件を提案させていただいております。どうぞ御審議をいただきまして、御承認いただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

— 開議 —

議 長（川副 善敬 君）

本日の出席議員は全員出席です。

これより本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議長（川副 善敬 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、3番、永田勝美君、4番、長谷川忠君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議長（川副 善敬 君）

日程第2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期については、先ほど配付しました議事日程表のとおり、3月27日、本日1日間にしたいと思います。

日程について説明を行います。

初めに委員会報告です。産業建設文教委員会、所管事務調査の報告を委員長からお願いします。次に、議案第34号から議案第37号までの4議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しています。その後閉会の予定です。なお、日程については議事の進行により時間の延長もあろうかと思いますが、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

お諮りをします。本臨時会の会期は、3月27日、本日1日間に決定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は3月27日、本日1日間に決定しました。

— 日程第3 委員会報告 —

議長（川副 善敬 君）

日程第3、委員会報告に入ります。産業建設文教委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いします。

2番。

（産業建設文教委員長 浜野 亘君 登壇）

産業建設文教委員長（浜野 亘 君）

3月23日月曜日に、産業建設文教委員会を開催しましたので、その概要を報告いたします。案件は3項目3件について所管事務調査を行い、執行より1件のその他の報告を受けました。

まず、最初に、上下水道事業について。佐々町水道事業会計について、これは令和2年度水道事業会計の当初予算書の撤回について経緯の説明がありました。

まず、議員からの指摘により、継続費の認識に誤りがあったということで、今後は十分注意して適切な予算執行をしなければならない、謝罪をされました。精査しましたところ、継続費1年目の令和元年度では、4年間の継続費で承認された事業費以外の3件の工事を、誤って継続費に追加しておりました。そのため、令和元年度の補正予算に3件の工事と令和2年度の当初予算は、継続費7件と継続費以外の工事7件の計14件を計上したい。

また、令和元年度の継続費は6,000万円余り減額し、2億3,549万円ほどになりますと、水道

課から説明がありました。委員からは、継続費の総額は変わっていないが、令和2年度の承認額と予算書の額に差異があるということについて確認があり、継続費の工事分と継続費以外の工事分を含めていたため、2億7,000万円ほどになりました。修正しまして、令和2年度当初予算の継続費2億3,400万円には変わりはないという説明でございます。

また、公営企業会計について、今後どのように取り組んでいかれるかとの確認があり、今回の継続費も含め、建設改良費、工事費の取扱いについて、十分整理し業務を執行していかなければいけないとの回答でございました。

今回の議案撤回の件は、委員会としても所管事務調査不足であったと反省をいたしております。

次に、農林業について。令和元年災農地等災害復旧工事について。これは農地4件、農業施設2件が昨年被災がありまして、災害補助対象工事として、6件認めていただきました。そのうち5件につきましては、業者に発注をいたしました。残りの1件は大新田井堰の頭首工工事で、概要は佐々川の半分ずつをせき止めながら、延長48メートルのゴム堰を取り替える。補助率は99.4%です。

また、米の作付け期間は河川内の工事ができないため、来年3月までの工期となります。そのため、今年は応急措置として、水中ポンプをリースして取水しますと、産業経済課から説明がありました。委員からは今年の5月から10月まではポンプアップされるということだが、地権者の負担については、栗林井堰と同じ対応なのかとの確認があり、栗林井堰と同様に仮設ポンプは町が負担とし、電気、油代等は地元負担となるということでございます。

また、仮設工事等があるが、大雨による被害が発生しないかとの確認があり、河川内の工事は今年の11月から来年3月までの渇水期に施工するとのことでした。

調査案件のその他について、委員から今後の会議の進め方について意見がありました。令和2年度も事業が計画されているので、事業の進捗状況をチェックする上で、現地調査の実施を要望された。回答として、可能な限り実施するようにしました。

続いて、その他の報告に入り、執行から1件の報告がありました。地方創生事業について、これは地方創生交付金の活用により、観光情報センターを佐々駅舎に移転し、バス及び鉄道の乗車券販売、情報発信の多目的スペース等を設け、また観光協会の事務局を置くものですが、佐々駅舎を視察し、現地で概要説明を受けました。施工方法の検討の結果は、技術者等に見ていただき、改修工事の方向でいきたいと執行から報告を受けました。委員からは、ミニイベントの開催、2階のスペースの有効活用を図らなければならないこと、また、継続的にやっていただきたいと思っているがどのような考え方の確認があり、合唱コンクールのような発表の場や、多目的スペースでは特産品の展示ができるようにし、地域振興のための各種事業の展開を観光協会事務局でいろいろと検討していきたいと説明を受けました。

別件になりますが、教育長からは、新型コロナウイルス感染症対策した上で、部活動を再開し、中学校は4月6日が始業式、7日が入学式とのこと。小学校は4月8日が入学式とのことですが、小中学校とも入学式の来賓案内につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため現在検討中とのことでした。

その他詳細につきましては、お手持ちの産業建設文教委員会報告所管事務調査を御覧ください。

以上で委員会報告を終わります。

(産業建設文教委員長 浜野 亘君 降壇)

議長 (川副 善敬 君)

委員長からの報告が終わりました。以上で日程第3、委員会報告を終わります。

— 日程第4 議案第34号 令和元年度 佐々町一般会計補正予算（第6号） —

議長（川副 善敬 君）

これから議案の上程を行います。質疑、討論、採決の順で進めていきます。

日程第4、議案第34号 令和元年度佐々町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。執行の説明を求めます。

町長。

町長（古庄 剛 君）

（議案第34号 朗読）

その前に、1つだけ新型コロナウイルス対策についての本町の考えって言いますか、対策についてお話をさせていただきたいと、御報告をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

先ほどもお話をいたしましたように、新型コロナウイルスの対策につきましては、先の定例会の最終日に県内で初めての感染者が確認されたということを受けまして、14日に対策本部を設置したことを御報告したところでございますが、さらに25日にも県内に2例目となる感染者が確認されたところでございます。

対策本部としましては、これまで5回の対策会議を開き、様々な協議検討を行ったところでございますが、国が専門家会議の見解を踏まえて示した指針を受け、休校にしておりました小中学校、中止や延期をしておりました各種の行事や施設の利用について、一部を除いて再開することにいたしました。このことにつきましては、昨日の町のホームページ、それからNBCのデータ放送に掲載をしたところでございます。しかし、東京都におきまして、オーバーシュート、爆発的な患者急増の重大局面であり、埼玉、千葉、神奈川県が東京都に同調した対策を一緒に行うとの発表もされておりますので、今週末、予断を許さない状況ということになっております。

町としましても状況を注視しながら、対応をしてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方におかれましても、引き続き、御協力、御支援を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（川副 善敬 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。13款国庫支出金、補正額796万3,000円、計9億9,826万円。2項国庫補助金、補正額796万3,000円、計2億5,672万2,000円。

歳入合計、補正額796万3,000円、計70億8,346万5,000円。

歳出。3款民生費、補正額746万3,000円、計18億9,281万5,000円。2項児童福祉費、補正額746万3,000円、計11億136万4,000円。

10款教育費、補正額50万円、計6億6,944万5,000円。4項幼稚園費、補正額50万円、計1億

810万4,000円。

歳出合計、補正額796万3,000円、計70億8,346万5,000円。

2 ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正。追加。

3 款民生費 2 項児童福祉費、事業名、新型コロナウイルス感染症対策事業、金額350万円。

10款教育費 4 項幼稚園費、事業名、新型コロナウイルス感染症対策事業、金額25万円。

3 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、総括につきましては、割愛をさせていただきます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴う、国庫補助事業に伴う追加補正を計上をさせていただいております。それと合わせまして、一部年度内完了が見込めませんので、繰越明許費の追加を合わせて計上をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すいません。お手元の予算書のまず、2 ページのところの繰越明許費のところですが、今、企画財政課長のほうからもありましたけれども、今回新型コロナウイルス感染症対策にかかる分の国の財政措置というふうなことになりますけれども、もう御存じのとおり、この時期での財政措置でございますので、3 月末までの対応が可能なものも、もちろんありますけれども御承知のとおりマスクをはじめとして、必要とする物品が3 月末までに納品できないということも多くございます。そういったことから、年度内での納品がほぼ不可能と思われる対応について、今回繰越明許費として想定したものを、今回計上をさせていただいてるものでございます。

この3 款の民生費に、まず、ついてでございますけれども、これにつきましては、こちらの金額にありますように、350 万を繰越明許費ということで上げさせていただいております。民生費にかかる予算としましては、今回746万3,000 円を計上させていただいております。結果として396万3,000 円については、年度内の執行ということで考えているところでございます。

また、関連しますので、教育費のところも私のほうから説明をさせていただきますけれども、この教育費の予算につきましても、全体で50 万円の予算を計上させていただいておりますけれども、そのうち25 万円については、年度内執行が可能、また、25 万円については、年度内執行が非常に難しいというふうなことから、25 万円の繰越明許費を計上させていただいているところでございます。

したがって今回、当初予算、すいません、今回の補正予算の鑑にありますように、今回の補正は796万3,000 円、今回補正をさせていただくわけでございますけれども、そのうちの375 万円が繰越明許ということでございます。

それでは、ちょっと1 枚めくっていただきまして、4 ページのところが歳入、まためくっていただきますと、5 ページ、6 ページのところが歳出ということになります。ちょっとお手数をお掛けしますが、それぞれこう見ながら御説明ができればというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたしますというふうに思います。

まず、4 ページのところ、歳入でございます。上段のところの2 目民生費国庫補助金のところで、説明欄のほうを見ていただきますと、2 つございます。この2 つのうち、まず、上段の保育対策総合支援事業費補助金150 万ですが、この150 万につきましては、申し訳ございません、めくっていただきまして、5 ページのところ、5 ページのところの中ほど以下になり

ます、3目の児童福祉施設費というのがございます。こちらの11節需用費、3万円、18節備品購入費、47万円、これ足して50万になりますけれども、これが第2保育所にかかる分ということでございます。これと、19節に負担金、補助及び交付金がございますけれども、ここの説明欄の下段になります、保育対策総合支援事業費補助金の100万円というのがございます。この100万円が町内2つの保育園に、それぞれ50万ずつ備品購入等にかかる補助金ということで交付することになります。先ほど、申し上げました4ページのところの2目民生費国庫補助金の説明上段150万の内訳が、今、御説明をした分ということになります。

また、4ページすいません、戻っていただきまして、今、御説明をさせていただいた150万の下596万円について御説明をさせていただきます。また、申し訳ございません、めくっていただきまして、5ページのところを見ていただければと思いますけれども、今度は5ページのところの上段1目になります。1目児童福祉総務費でございます。委託料で3件ほどありますけれども、まず、1つ目の説明欄にあります、ちょうど3行目になりますけれども、臨時休校開所対応分ということで、これは学童保育が臨時休校、小学校の臨時休校にかかる部分での学童保育の開所にかかる分でございます。これが196万3,000円ということです。それから、その下の学童保育にかかる分で、250万というのがございます。この2つ足し合わせますと、446万3,000円が、今回新型コロナ対策の関係で学童保育にかかる分の支援ということになっております。この196万3,000円が臨時休校に伴う、13日間の開所にかかる支援ということになっております。また、250万については、考え方は先ほど説明した分と同じようなことで、今回学童保育については、単位数が5単位ございますので、1単位あたり50万円の支援をするというのが国の基準になっておりまして、その5単位分、50万の5単位分ということで250万円を計上をさせていただいているところでございます。

それから、同じく5ページのところですが、ここにつきましてのちょうど3つ目、3段目といいますか、委託料のところがございます、地域子育て支援拠点事業委託料というのが、50万ということで計上をさせていただいております。これは御承知のとおり、福祉センターで子育て支援をしていただいておりますぷくぷくクラブさんにかかる分でございます、こちらの新型コロナウイルス対策にかかる備品購入等にかかる支援ということになります。

それから、同じくその5ページのところの3目児童福祉施設費にかかる19節でございます。19節のところ、負担金、補助及び交付金ですが、この説明の上段に延長保育事業補助金50万というのがございます。これは町内の保育園1か所にかかる分でございます、これも同じような考え方で、1か所50万という備品購入等にかかる支援ということになります。

以上が4ページのところの民生費国庫補助金の746万円のうち、子ども・子育て支援交付金にかかる596万3,000円の歳出側の内訳ということになります。

今、それぞれ説明させていただいたのが、この民生費国庫補助金にかかる分の746万3,000円にかかる歳出ということになります。

それから、またもう一度、大変申し訳ございません、4ページのところの6目教育費国庫補助金というのが、同じく子ども・子育て支援交付金で50万円というのがございます。この50万につきましては、6ページのところになりますけれども、幼稚園費ということになります。幼稚園型一時預かり事業分として50万ということになります。これはあの町内の認定子ども園にかかる備品購入等にかかる支援ということになります。

今回の補正予算につきましては、以上でございます、町内の認定子ども園、保育園、保育所、学童保育、子育て支援拠点に対しての新型コロナウイルス感染症対策にかかる国の緊急支援ということになります。

今回町内の私立保育園のところに、それぞれ協議をしながら進めて、緊急に進めてきたわけですが、一園のみが既にもう体制が整っているというふうなことで、今回の支援を辞退されたという経緯がございますので、今回の予算計上の中には、町内の一園の私立保育園のみ

の分については、予算計上に至ってないということもあわせて御報告をさせていただきます。
以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）
これから質疑を行います。
2 番。

2 番（浜野 亘 君）

確認なんですけども、繰越明許費、2 ページですね、ちょっと筆記するのを構えてたんですけど、繰越額は350万と25万とわかるんですけど、内容は何なのかということが、ちょっとわからなかったんですよ。どれを想定して繰越しにされるのかというのが、説明がなかったの。金額はわかってますので、その内容についてお尋ねしたいということと。

説明の中で5 ページのですね、地域子育て支援拠点事業委託料の中で、ぷくぷくクラブのほうに何か備品購入っていうふうに、ちょっと聞き取ったんですけども、委託料なので備品購入じゃないのかなと思いつつながら。

それから、その上の2つ、250万ですね、については、そのまま50万円を5 単位分、事業者に渡すっていうことなのか、備品を購入されるのかっていうのが、ちょっと聞き漏らしたような気がいたします。よろしくお願いいたします。再度説明をお願いします。

議 長（川副 善敬 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すいません、まず一点目の繰越しの詳細というふうなことかと思いますが、すいません、5 ページを、5 ページ、6 ページが見開きになりますけども、ちょっと開いていただければと思いますが、今回繰越しを想定しておりますのが、まず5 ページの上段、1 目児童福祉総務費の説明欄にあります、2 段目になります、今、御質問もありましたけども、3 点目の御質問とちょっと同じような、あわせての回答になるかと思いますが、この250万のうち150万を繰越しを想定しております。補助の国の考え方として、1 単位に50万ということで、250万補助をする形になりますけども、最終的に購入したあと、精算をするという形になりますので、250万、最終的に全部交付するという形にはならないのではないかなというふうには思っております。結果に基づいての精算をするということになります。

それから、その繰越しの続きですけれども、3 目の児童福祉施設費のところの13節の委託料、病後児保育の委託料がございます。これにつきましては、繰越しを全額50万予定をしております。

それから、19節の負担金、補助及び交付金の150万のところですけども、これも同様に繰越しをそれぞれ、延長保育事業と保育対策総合支援事業の分を繰越しを予定をしております。

それから、6 ページのほうになりますけども、幼稚園費のところの、これは繰越明許費でも、もうおわかりかと思いますが、半分の25万円を繰り越す予定にしているところがございます。こういったものということもあるかと思いますが、年度内に購入できるものもあるかと思いますが、今回の備品購入って言いますか、国からきた通知で対象となっておりますのが、消毒用のエタノールであるとか体温計、空気清浄機、うがい薬とか、液体石けんとかもあって、ほかの大きな備品等も想定はされてるわけですけども、そういったことも含めて新型コロナウイルス対策感染拡大を防止する観点から必要と考えられるものということで、国からの通知があつておりまして、そこでそれぞれ御判断をいただくなかで対応を今

進めていただいているところでございます。

それから、2点目の質問の中に、ぷくぷくクラブのところで、備品購入っていう話があったけれどもっていうふうなことでした。委託料なのについてということですが、基本的には今回の支援につきましては、学童保育については、13日間というのが明確にわかる、この196万3,000円というのがございますけれども、それ以外のものにつきましては基本的に消耗品だったり、備品購入費だったりっていうふうなことで、そういった部分での支援ということになっております。

今回委託料の中で計上をさせていただいたのは、今の委託とは別で、その備品購入にかかる支援という形で整理をさせていただき、この今回の国の財政支援の事業を進めてるところでございます。

以上でございます。

議 長（川副 善敬 君）
2 番。

2 番（浜野 亘 君）

なかなかこう理解が難しいって言いますか、今お聞きしていると、児童福祉総務費の中でです、需用費で組んで、それから備品購入費で組んで、それから補助金で組んでって、下の3目と同じように予算化できるもののように思いましたが、委託料にぶっ込んでっていう話を何かされてるようなんですけども、真ん中の放課後児童の学童保育の件なんですけど、これは、機械を買われるっていう意味で今説明されたんだと思うんですね。13日間の委託料とは別に、機械を買うのに3月末を過ぎてしまうのっていうようなことを言われたような、とったんですけども、間違いないかどうか確認です。

議 長（川副 善敬 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

まず、3目のところの11節需用費であるとか、18節備品購入費で計上しているのは、町立保育所第2保育所の方でございますので、このような予算の計上をさせていただいております。

委託料なのか補助金なのかというところは、既存の事業形態の中で進めるというふうな形でさせていただいてるところでございます。

それから、学童保育につきましては、機械を購入するって言いますか、その備品等を購入するなかで、例えば、今注文しても3月までには入らない、そういったもの、また、3月中に入るもの、そういった仕分けをして250万を100万と150万に分ける形で繰越しの手続をさせていただいてるところでございます。機械という捉え方といいですか、例えば、空気清浄機を購入されるとすれば、それを機械と捉えるかどうかわかりませんが、そういったところで事業者の方が検討をされて、どういうふうに入購を進めていくかっていうところを、作業を進められてるというふうな状況でございます。

議 長（川副 善敬 君）
2 番。

2 番（浜野 亘 君）

何か非常にわかりづらいんですけども、機械を買っていいような話ですけども、かといって、

今、学童保育の事業者と契約していることにのっとなってと言われれば、委託料はもう金額が決まってるから、変わりようがないと思ったんですよね。備品を買うんだったら、備品だとして買って、それを提供するということの考えでよくないんですか。最後ですけど。

議長（川副 善敬 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

委託料の金額っていうのが、多分、元々当初の委託の金額を御指摘なのかなと思いますけれども、今回は、あくまでも新型コロナウイルス感染症対策にかかる分でございますので、新たにこの分を整理をする考えであります。

御指摘のその備品の分であってという部分につきましては、通常の補助と同じような対応になってきているという認識をもっておりますけれども、補助金として50万円を現時点で、緊急な対策ですので、これとこれと具体的なものを例示をして、それで金額が積み上がって50万というよりも、1単位当たり50万を交付をするので、その50万円の交付の中で、新型コロナウイルス感染症対策にかかる対応をしてくださってというのが国の補助支援の考え方でございますので、大変申し訳ございませんけれども、その備品の何かを買うからということの決定というよりも、まず、国は50万円の1単位当たりですけども、50万円の支援をし、その中から必要なもの、当然既に購入されたものもあるかと思っておりますけれども、そういったものを踏まえながら対応をしてくださってというのが、今回の急に出て来た緊急支援対策というふうに私どもはちょっと認識をしております、申し訳ございませんけれども、そういった形で250万、この学童保育にかかる備品購入等にかかるものについては、そういった整理をさせて、予算計上をさせていただいたところでございます。

議長（川副 善敬 君）

よかですか。

3番。

3 番（永田 勝美 君）

私も今の2番議員さんの質問と関連のあるところですけども、今、課長のお話の中で、1か所50万っていうお話がありましたが、これについては、それぞれ、わずかっていうか、例えばぷくぷくクラブとかいろいろありますけれども、かなりこう児童の数が違いますよね、それは関係ないのか。もう1か所50万っていうふうにされてるのかですね。

その50万の使途については、言ってみれば、今回の感染対策に必要なものに対する支出、使えないものがある、例えば、必要な人を雇うとかですね、民間の保育園とかで人を雇うとかっていうようなことがあったときに、それには使えるのか。

それから、あとその期間ですね。どの程度の期間っていうのを想定して、国は今回の対策費を出してきているのかっていうことをですね。

それとあと、これはおおむね国庫補助金での支出ということになるんですけども、町独自のコロナ対策の費用というのではないのかと。例えば、思いつくところがそんなにないわけですけども、例えば、手洗いの励行とかって言われてるんですけども、庁舎のトイレには、手拭きがないんですよね。要するに、石けんとか手拭きっていうのが無いんじゃないかなと。石けんはあるのかな。いずれにしても、やっぱり手洗いを励行していくには、ちゃんとペーパーなりですね、必要なものを設置する必要があるんじゃないかなと思うんですけど、そういうものをこの機会に設置するとか、あるいはその今非常に品不足ですけども、マスクをこの機会に備蓄す

るとか、そういったものについての検討というのはされておれば、お伺いしたいなと思います。

議長（川副 善敬 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すいません、1点目の質問ですけど。まず、学童保育とかふくふくとか、確かに規模は違いますけれども、国はそれぞれの事業単位で50万っていうその額を決めているというところが、ところがついていきますか、それが制度ということになっているところでございます。

それから、人を雇うとかっていうことですけども、それは基本的に対象となっておりません。

期間につきましては、明示はされておられませんけども、流れてきている話からすると、基本的には例えばマスクを購入するとしても、なかなか思ったように購入ができないとかっていうことがございますので、納品が当然年度を超えてしまうということで、私ども一応7月の末ぐらいまでを目安として、全ての対応ができればというふうに考えておりますけども、国から具体的にいつまでに終わりをなさっていう話はあっておりません。基本的には、今入らないものがあっても、その年度を越えて納品ができるそういったところを見越しなさいというふうな話で県とのやりとりをさせていただいているところでございます。

議長（川副 善敬 君）
いいですか。
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

町独自の予算ということでございますけど、具体的に言われました、庁舎のトイレの手拭きとかいう部分の検討につきましては、その部分につきましては、町内会長会でもちょっと御意見がございまして、検討はさせていただいて、費用的なものも試算はしておりますが、ただ、実際そこが必要なのかどうかという部分に基づきまして、その必要性も含めてですね、今後検討させてもらいたい、と言いますのは、サニタリーの委託業者がございまして、その業者等に各自治体の庁舎等の整備状況をお聞きしましたところ、県北地区ではですね、そのような、いわゆる手拭き関係、いわゆるそういう部分のそろえた庁舎というのが知らないということでございましたので、そこも含めてですね、実際のその整備の必要性等も含めて検討をさせてもらいたいと思います。

また、マスクの備蓄につきましては、先ほど言いましたように、品不足という部分でございますので、将来的には当然マスクの備蓄というのは必要だと認識はしておりますけど、現在そのすぐにマスクを予算化してという部分につきましては、対策会議の中でも検討はさせていただきましたけど、しばらくは静観ということで考えております。

以上でございます。

議長（川副 善敬 君）
3番。

3 番（永田 勝美 君）

先ほどの1か所50万の使途についてはですね、要するに、例えば人件費は対象外っていうふうになってるんですけど、具体的に使えるものっていうのはどういうものなのか、概略でいいんですけど、御説明いただきたいということと。

それから、町独自のっていうか、例えば、トイレの洗面についてはですね、今時公共施設で手拭きが無いっていうところはあんまり無いように思うんですけども、役場は知らないんですけどね。大体種類はそのサニタリーのローラー式のタオルっていうのはもうあんまり流行っていないみたいで、大体もう紙ですよ。その紙と、それから蓋付きのごみ箱のセットで、それから紙から感染が広がらないようにということも含めて、蓋付きのごみ箱をセットでそろえるっていうのが、衛生管理の基本かなっていうふうに私は思ってるんですけど。そのあたりいかがかなというふうに思います。お答えは結構ですけども、福祉課長のほうからお願いします。

議長（川副 善敬 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

今回の支援は、先ほども2番議員さんの御質問のところでもちょっとお話をしたんですけども、マスク、消毒用エタノール、体温計、空気清浄機、液体石けん、うがい薬などというふうな格好で書いてあって、新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から必要と考えられるものは対象と、そういったものが今回の50万の補助金ということになりますので、今回話が出てきたのが当然3月に入って、その中旬以降というふうなことでなっておりますので、内閣総理大臣通知というのがございまして、そこで1月16日から、既に購入したものがあればそれは適用するというふうにはなっているところでございます。

以上でございます。

議長（川副 善敬 君）
ほかありませんか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論を終わります。

これから採決を行います。議案第34号 令和元年度佐々町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決しました。

— 日程第5 議案第35号 令和元年度 佐々町水道事業会計補正予算（第3号） —

議長（川副 善敬 君）

日程第5、議案第35号 令和元年度佐々町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第35号 朗読）

議 長（川副 善敬 君）

令和2年度の補正後の2億3,400万を2億3,450万って町長が述べられたから。

（私語あり）

令和元年度の2億9,778万5,000円と、それから令和2年度の2億3,400万が正解ですね。（町長「はい。」）そのように訂正しますんで、お願いします。

水道課長補佐。

水道課長補佐（大石 俊一 君）

それでは、1ページを御覧ください。令和元年度水道事業会計予算説明書、収益的収入及び支出。

収入のほうからです。1款3項2目その他特別利益ということで、1,869万2,000円の増額の補正を行っております。これにつきましては、以前お話がありました退職給付引当金というのが計上がされておったんですが、計上不要のため、この会計のほうに戻入れを行ったものです。

その下の支出のほうになりますけれども、こちらにつきましては、予備費について、歳入歳出の調整を行っております。

続きまして、2ページのほうをお願いいたします。資本的収入及び支出。

収入のほうからです。1款3項1目企業債において、6,190万円の減額補正を行っております。これにつきましては、継続費の中で、工事で見直しを行った経緯でですね、企業債のほうの減額を今回行わせていただきます。行いたいと思います。すいません、失礼しました。

続きまして、その下の支出のほうですけれども、1款1項2目施設改良費についてなんですが、工事請負費ですが、工事請負費3,679万円の減額補正をしております。これにつきましては、継続費の中で6,229万円の減額と、継続費以外、ちょっと数字を載せておりませんが、継続費以外の3本の工事で、2,550万円の増額となっております。3本の継続費以外の工事においては、予算書に明記をしておりますませんでしたので、今回記載させていただきまして、整理をしております。

この継続費の取扱いにつきましては、勉強会等で、議員さんに御質問、御指摘をいただきまして、大変御迷惑をお掛けをして申し訳ございませんでした。

次に、継続費の工事の増減の理由としまして、工事の1番目と2番目の工事がありますが、この説明をちょっと行いたいと思います。

1番目、2番目に中央配水池の進入道路関係の工事になりますけれども、こちらの工事は令和元年度より令和3年度までの分割工事を行っておりまして、当年度工事費以外を6,130万3,000円と減額、それと2番目の工事になりますけど、進入道路築造に伴う配水管の仮設工事2,610万円の減額をしております。次に、3番目の工事については、こちら浄水場内の工事になりますけれども、早期運用開始を目指し、令和2年度予定であったものを前倒しにて工事実施するものとなっております。4番目の282万7,000円の減額につきましては、こちら今年度行う予定ではなく、繰延べをさせていただいております。5番目の工事231万円の減額につきましては、これにつきましては、工事を急ぐためにこの年度の前の年度にですね、急遽する必要がございましたので、工事を行ったもので、今年度予算からの減額を行ったものです。

あと、継続費以外の工事につきましては、6番目になりますが、以前に実施した更新工事等

の舗装復旧工事、それと7番目と8番目の工事につきましても、これにつきましても、以前の更新工事になりますけれども、失礼いたしました、7番目、8番目の工事につきましては、これも対象が更新工事となります。7番目につきましては、漏水が発生し、管が老朽している、8番目の工事もそうなんですけど、老朽化が進んでおりますので、急ぐために工事を行ったものです。

以上、概略説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）
しばらく休憩します。

（10時58分 休憩）

（11時01分 再開）

議 長（川副 善敬 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
再度、しばらく休憩します。

（11時01分 休憩）

（11時17分 再開）

議 長（川副 善敬 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
ほかに質疑ありませんか。
1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

予算を計上、議会の議決をえらないで工事を執行したということはわかりました。それで、ちょっとお尋ねしていきますけども、予算書の第4条に継続費、総額、年割額の変更というのを出されてありますけども、元年度から初めて、またこの最初の3月のあと2日しか仕事ばする期間がないのに変更してきたということで、当初の計画がどうだったのかっていう疑問が湧いてきます。通常でしたら、当初計画どおり、通次繰越して、継続費は最終的ね、精算するっていう形なんですけども、あえて今回、元年度の予算を落とされたというの理由はなぜなのかというのが一つ。

それから、2ページ。今回説明欄に2つに分けていただきましたので、非常に当初からこうしていただければよかったんですけども、継続費の分と一般の施設改良費の分ですね、これはこのように予算書は作成していただければわかるんですけども、この中に継続費でですね、1号ろ過池の設備（5・6池）更新工事、これを早期運用開始を図るためっていうことの理由で、前倒しをしたっていう説明を受けたんですけど、早期運用開始は全てがやっぱり早期運用開始せんばとは当然のことであってですね、当初の計画で年割額を4年間でするっていうことをしてきたと。ということは、もう行きあたりばったりの工事を入れてきとるような感触は受けました。悪い言い方ですけど。

それですね、町道堅山線支ー2、急遽下まで落としたっておっしゃったんですね、継続費の中で。町道堅山線支ー2配水管新設工事、30年の決算書でですね、26条繰越って言うんですかね、管理者が議会の議決を得らんでできる条項があるんですけど、繰越しですね。そいで契約して、317万5,200円、これは前の年度の30年度で繰り越してありますね。ここら辺の関係は、

計画する段階でダブった年度で入れてしまったのかどうか。そこら辺の回答をお願いします。

それからですね、町道芳ノ浦線支ー3配水管更新工事、これも30年度の26条繰越で189万の契約をしてありますね。支出はしてませんから、31年度で工事が終わってると思うんですけども、これと、ここに計上されとる町道芳ノ浦線の支ー3配水管更新工事（その2）、これはどういう関わりがあるのか。そこちょっとお尋ねします。

それから、3ページ。変更後、総事業費が9億3,749万5,000円、年割額の変更して、元年度が当初計画より実績に基づいて、元年度支払いが1億8,324万5,000円、率にして77.8%、残ったのが逓次繰越22.2%ということで、通常でしたら、計画的な事業を行うとしたら、4年だったら25%ずつ計画立てていくのが通常じゃないかと思う。まあ、用地の関係とかほかの工事の関係で、当初想定できなかった事業計画になったとかもわかりませんが、そこは理解するんですけど、それば、逓次繰越の中にですね、現在契約して支払いができなかった分の工事があるのかないのか。あれば、その分を工事名と金額を知らせてください。

それから、4ページの元年度の予定貸借対照表。ここにも建設仮勘定という有形固定資産がありますね。6,783万3,000円。これはたぶん建設改良工事の未成分の振り分けができなかった分だと思うんですけど、それが何なのか、工事名と金額を回答願います。

それから、6ページ、剰余金の分ですね。利益剰余金の当年度の純利益ですね。この程度、当年度純利益が8,200万、去年が9,000万ぐらい、その前が1億幾らって、年々こう下がってきてますけども、こういう状況の中で現金預金が四、五千万ずつ減ってきてるわけですよね、決算上見てみればですね、それは御理解いただけますね。そういうなかで、多量の業務量をやっていくのが本当に可能なのか、当初のこの27年度策定された水道ビジョンにのってやってもらえるわけですが、何て書いてありましたかね、いいこと書いてあったんですよ。決算書見たらですね、「計画的、効率的な経営に取り組んでまいります」と、毎回決算のとき書いてあるんですけど、ちょっと私が理解してなかった分が、「経営戦略や水道事業更新計画策定業務にのって」って書いてあるんですけど、私この頃はまだ理解してなかったもんですから、要するに今水道事業の予算関係で工事は、この経営戦略と水道事業更新計画策定をなされた事業によってやってもらえるのかどうか。この計画に無理があったんじゃないかと思うんですけど、そこら辺を四、五点あったんですけど、回答願います。答弁。

議長（川副 善敬 君）
しばらく休憩します。

（11時25分 休憩）
（11時35分 再開）

議長（川副 善敬 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
1番議員の質疑があつておりました。
水道課長補佐。

水道課長補佐（大石 俊一 君）

須藤議員さんから御質問がありました、1番目の執行している金額を落としているということで御質問があったと思うんですけど、こちら継続費の表が一応3ページのほうに付いておりますけども、そちらを見てもいただいてもわかると思うんですが、元年度の予定額、継続費の分なんですけど、2億9,778万5,000円の当初計画でしたけれども、変更後は2億3,549万5,000円ということで、年割額も下がっております。これの下がった理由といたしましては、先ほど

御説明をいたしました、2ページのところのですね、継続費のところには減額が、要因の工事が幾つかあるかと思いますが、中央配水池進入道路とか、あと6,200万とか、そちらのほうの、その下の工事もあるんですが、仮設工事2,610万円とか、そういったもので一応減額となるもののがかなり出て、次年度に工事を繰り延べたりとか、そういったもので減額となっていたものがあつたということで、金額が少し大きくなってしまったということになります。

次に、ページの2ページの堅山線の上から5番目の工事に関しましては、こちらのほうは一応平成31年3月ごろ工事を発注いたしまして、工事のほうはもう終わっておるんですけども、こちらのほうは、そういった形で急遽する必要があつたということで、工事を前年度の予算で行っておりまして、今年度に名称として、こちら上がってきておることに関しましては、こちらのほうの本当ミスであつたということで、大変申し訳なく思っております。

それと町道芳ノ浦線の一番下の工事になりますが、こちら継続費以外の工事で、町道芳ノ浦線支-3配水管更新工事（その2）ということで、工事名称が前年度の予算に同じような名称が上がってきているということではありますが、こちらのほうに関しましては、元々前年度の工事と今年度の工事が一つの路線が続きとは言いませんけど、近くの場所であつたということで、地元等とか、説明会とかですね、そういった工事の進み具合とか、そういったのを考慮いたしまして、短い路線のほうから先に工事を行って工事を済ませておるということで、こちらのほうの補正のほうに上がってる工事は、現在こちらのほうは、今年度行った、ちょっと長いほうの路線のですね、工事を行ったということで、場所が同じ所でございますか、同じ地域ではあるんですけど、ちょっと離れた、とらえ方としては、同じ名称で同じ工事じゃないということで考えていただければと思います。

それとあと、この3ページの中の継続費の中の、今年度の当年度の支払いの義務ということで、1億8,324万5,000円の支払いの義務なんですけど、先ほど御質問にありました、4年間で割るなら25%ぐらいになるんじゃないかという御質問があつたと思うんですが、確かに今これ19.5%という、ちょっと数値的には低い数字になっておりますけど、こちらのほうも工事がですね、継続費の工事が先ほど御説明いたしました2ページの書いておるような工事が減額が大きかったということで、総額も一応下がってきていて、支払額も下がったということでとらえております。

あと、建設仮勘定の御質問があつたと思うんですが、6,000万円ほど、こちらのほうに関しましては、2供用部分の部分で一時そこに置いておくお金だと、お金というか、費用だということで認識しておるんですけど、ちょっとこちらのほうに関しましては、ちょっと現在ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、よろしければあとでちょっと御説明をさせていただきたいと思います。

最後に純利益のですね、現金収入が減ってきているのに、こういったたくさんの工事をですね、今後続けていっても大丈夫なのかという御質問があつたと思いますが、こちらのほうに関しましては、確かに現金収入が減ってきておりますが、そればかりに頼るものではなく、起債のですね、借入れ等もさせていただきながら、また計画のほうもですね、順次見直したりしてですね、その辺は費用を考えながら工事を行っていきたいと考えております。

以上です。

議長（川副 善敬 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

1 番目の続きのその逡次繰越額の現在発注してる分のあるのかどうか聞きましたので、それを1 問目のあれで答えてください。

それから、ほかは結構です。

建設仮勘定は、あとで3問目が終わるまでにお二人来とるけん、調べてもらわんば。格付け、裏付けを今取っとるもんですからですね。

それからですね、議会のほうに報告いただいてる部分があるんですよ、入札結果報告。そして、佐々町のホームページで公表してある分とちょっと見比べましたら、私ちょっと確認できなかったもんがあるもんですから、もう一度そこをお尋ねしたいんですけど。産業建設文教委員会の資料のほうに付いておりますけど、2ページ、A4の縦になるんですかね、その中で、この入札結果報告がちょっと見つけきらなかったもんがあったもんですから、令和元年度です、13と14、1号ろ過池の（3・4池）更新工事と、2号ろ過池捨水用バタフライ弁（3・4池）更新工事、これがホームページでも、議会の報告でも、私が紛失したのかもわかりませんが、こういうのが見つけきらなかったもんですから、もし終わっとれば、工期と金額を答弁願います。

あとはもう、たくさんあるもんですからですね、思いつき思いつきで申し訳ございませんが、とりあえずそれをお願いします。

議長（川副 善敬 君）

水道課長補佐。

水道課長補佐（大石 俊一 君）

今、須藤議員さんから御質問がありました、通次繰越の分の工事ということで質問がございましたけれども、それに関しましては、中央配水池送配水管分離更新工事としまして、繰越額として、2,200万円一応考えております。

そして、もう一つの工事なんです、1号ろ過池の5・6池更新工事、こちらのほうの3,025万円を一応繰越と通次繰越ととらえて計上させていただいております。

続きまして、各工事の1号ろ過池の3・4号地と、2号ろ過池捨水用の契約とか、そういったものの状況ということの御質問がございましたが、すいません。1号ろ過池3・4につきましては、契約が令和元年7月18日、同じく着工も令和元年7月18日から、工事の完成につきましては、令和2年3月19日ということで工事を行っております。

もう一つの工事の2号捨水用ということで、工事なんです、こちらにつきましては、2号ろ過池捨水のバタフライ弁（3・4池）更新工事としまして、契約は令和元年5月30日、完成が令和元年8月27日ということで工事を行っております。

金額のほうはよろしかったでしょうか。

議長（川副 善敬 君）

1番議員、聞きよらすよ。金額はよかね。

1番。

1 番（須藤 敏規 君）

金額も言ったけども。

議長（川副 善敬 君）

水道課長補佐。

水道課長補佐（大石 俊一 君）

すいません、先ほどの3・4池の更新工事の金額になりますが、こちらのほうは2,750万円、

もう一つ、捨水用の2号ろ過池の金額のほうは、104万796円となっております。よろしく願いします。

議 長（川副 善敬 君）
1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

ちょっと耳が遠くなって、逡次繰越のはですね、中央配水池進入道路築造に伴う配水管仮設工事、これは2,200万程度とおっしゃったんですが、程度じゃなくてですよ、発注しとけば、その元年度に払ったものと、次の年度で完成してないから、残額は出ますですたいね。その金額をお尋ねしたとですよ。もし、何も使ってないなら、それを差し引いたのをちょっと確認したかったもんですから。

それともう一件、ちょっとわからなかったんですけど、再度そこだけ。2問目です。

議 長（川副 善敬 君）
しばらく休憩します。

（11時46分 休憩）

（11時47分 再開）

議 長（川副 善敬 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
水道課長補佐。

水道課長補佐（大石 俊一 君）

すいません、何度も。先ほど中央配水池の配水管の分離更新工事ということで、こちらのほうが、契約額が1,760万の契約額となっております。こちらのほうは一応、令和2年3月5日契約で、同じく工期も3月5日から令和2年6月12日までとなっております。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

2問目ですよ。先ほどしたのはね、予算書の3ページの逡次繰越額で、支払いをした分が1億8,324万5,000円、そして、発注されて完成しなかったから逡次繰越で、翌年度に延長して工事しますですたいね、6月とか何か今言われましたから、その中で、工事名が、何で幾ら残ってるのかっていうのを聞きたいんですよ。さっき、2本ほどおっしゃったもんですから、2本あれば2本。その残りが、实际的に翌年度に使えるお金っていう判断するもんですから、それをお尋ねしたかったんですけど。そこだけ、確実に数字を。

議 長（川副 善敬 君）
水道課長補佐。

水道課長補佐（大石 俊一 君）

今、工事、逡次繰越の金額とですね、工事本数との兼ね合いを、多分お尋ねになってると思いますけれども、逡次繰越の額は5,225万円ということで、工事に対しましては、こちらのほうの2本で一応金額としては、工事本数としては考えております。

議 長（川副 善敬 君）

4問目ですので。

1番。

1 番（須藤 敏規 君）

あら、まだ回答になってないから、2問目の延長ばいきよっとですけど。だめ。

議 長（川副 善敬 君）

許可します。

1番。

1 番（須藤 敏規 君）

いや、よかです。

そしたら、建設仮勘定のあれと今んとと、再度答弁を願います。

議 長（川副 善敬 君）

水道課長補佐。

水道課長補佐（大石 俊一 君）

建設仮勘定の件に関しましては、あとで御説明ということでよろしいでしょうか。ちょっと手持ち資料がございませんので、すいませんが、ちょっと調べて、あとで説明を。

議 長（川副 善敬 君）

しばらく休憩します。

（11時49分 休憩）

（11時57分 再開）

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

昼食休憩のためしばらく休憩します。

（11時57分 休憩）

（13時00分 再開）

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

水道課長補佐の答弁を求めます。

水道課長補佐。

水道課長補佐（大石 俊一 君）

先ほど建設仮勘定のほうで御質問があった件に関しましては、現在3つの設計業務委託料の分と、1つの工事請負の分で、計4本の工事委託の分で一応計上させていただいております。

そのうちの設計業務の分に関しましては、取得、29年度と30年度に行っておりまして、そちらの分に関しましては、支払いまで一応終わっております。

工事名を一応言いますと、新平野ポンプ所地質調査業務委託、新平野系の配水施設詳細設計業務委託、浄水場送水ポンプ室詳細設計業務委託、その3本の委託の工事費に関しましては支払いまで終わっている状況でございます。

最後の工事に関しましては、現在まだ工事中であります、町道芳ノ浦線支ー3配水管更新工事ということで、令和2年5月末、5月25日までの工期で、一応工事を今現在行っております。

以上です。

議長（川副 善敬 君）

1番議員が、今度5問目になりますんで、答弁が不十分だった部分もありますけれども、4問目までは許可しておりましたけれども、5問目を特別許可しますんで、どうぞ。

1番。

1 番（須藤 敏規 君）

建設仮勘定につきましては、金額はわかります。4本あるということで、1点が今回補正の町道芳ノ浦線支ー3配水管更新工事は、発注して、繰越ししてする分が1件残ってるということで理解しときます。

終わります。

議長（川副 善敬 君）

ほかに質疑ありませんか。

5番。

5 番（阿部 豊 君）

質疑と申しますか、考え方について確認をしたい。

今回の補正の概要等々につきましては、説明で理解をいたすものでございますし、継続費の在り方につきましては、私も議決に際し賛成した手前、一端の責任を感じております。

また、同僚議員の質疑等、同じく所管委員会の事務調査の折にも指摘がなされておりますが、そもそも、継続費自体がですよ、そもそも論としまして、水道ビジョンの建設改良事業全て、全般において継続費として計上してあるのが、そもそもの問題じゃないかと、私自身感じております。

継続費とは、単年度では支出が終わらない事業、あらかじめ経費の総額及び予算額を定め支出するものと。また、年割額の執行残額を継続費の最終年度までの範囲で、翌年度に繰り越しして使用することが逐次繰越という形の中で、計上されているわけですが、複数年にまたがらない単年度で終わるような工事も含めて、継続費で計上してあるのが、そもそものわかりづらい、取扱いがしづらい状況が発生しているというふうに感じております。

今回の補正については理解するものでございますが、今後、再度継続費を含めた建設改良工事の経費の取扱いについてですね、見直していく考えがあらわれるかを確認しておきたい。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
今、阿部議員がおっしゃったように、継続費の中でも単年度でできるところがあるわけですね。こういうことで継続費をこうずっと組んでいるわけですが、やはり全体的なものをもう少し検討しなおしてですね、継続費についてもちょっと見直しをさせていただければと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
よろしいですか。
5 番。

5 番（阿部 豊 君）
ありがとうございます。我々議員としても、チェックする部分としてですね、継続費とは、複数年にまたがる工事だというふうに、わかりやすいくだりのほうが、実に議員としてのチェックもやりやすい。事業、今まであげられております、水道ビジョンに関わる建設改良工事のですね、事業計画は事業計画としてですね、所管事務の調査なりでも確認させていただければ、議会側の我々議員としてもチェックはしやすいんですね、そういった形の中で整備していただけるよう要望し質疑を終わりたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）
ほかに。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。
これから採決を行います。議案第35号 令和元年度佐々町水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決しました。

— 日程第6 議案第36号 令和2年度 佐々町水道事業会計予算 —

議 長（川副 善敬 君）
日程第6、議案第36号 令和2年度佐々町水道事業会計予算を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第36号 朗読）

中身につきましては、水道課長補佐をもって説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

水道課長補佐。

水道課長補佐（大石 俊一 君）

それでは、説明を行いたいと思いますけれども、一応こちらのほうは勉強会等がありまして、その後、今回させていただきますけれども、変わったところだけでもよろしいでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）

しばらく休憩します。

（13時13分 休憩）

（13時40分 再開）

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

水道課長補佐。

水道課長補佐（大石 俊一 君）

すいません、時間をいただきまして申し訳ございませんでした。

それでは、予算書のほうの説明をしたいと思います。

前回勉強会のあと、数字の変わったところだけ、ちょっとお話をさせていただこうかと思います。

かがみのほうをお願いいたします。第2条のところになりますが、主要な建設改良事業費ということで、変更前が3億5,847万5,000円でしたが、変更後について3億2,597万5,000円に変更をしております。変わっております。

続きまして、第4条、ページを開けていただきまして、第4条のところになりますが、こちらのほう、ずっと読んでいくと、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、こちらのほう以前は変更前は2億2,661万5,000円でしたが、変更後は2億2,248万8,000円に変更を行っております。

続きまして、その次の資本的調整額のほうは同額です。消費税のですね、資本的収支調整額のほうは同額です。

次の減債積立金、こちらのほうになりますが、変更前は2,700万円でしたが、変更後は2,500万円に変更になっております。

続きまして、過年度分損益勘定留保資金、こちらのほうになりますが、変更前は1億7,121万6,000円でしたが、変更後は1億6,908万9,000円に変更になっております。

続きまして、支出のところの、資本的支出のところの、第1款の資本的支出のところになりますけれども、変更前は3億8,901万6,000円でしたけれども、変更後は3億8,488万9,000円に変更になっております。

続きまして、その下のもう一つ下の第2項の企業債償還金、こちらの金額につきましては、変更前は5,524万5,000円でしたけれども、変更後は5,111万8,000円に変更になっております。

次に、5条のところになります。こちらのほうは当初継続費を、表を載せておりましたが、こちらのほうは削除させていただいております。その分下の条のほうが繰上げになっております。

続きまして、第5条ですね。こちらのほうが債務負担行為になりますけれども、配水管の貸借料ということで、変更前は令和2年度から令和4年度までということで記載しておりましたが、変更後は令和3年度から令和4年度に修正しております。

あとは、かがみのほうは以上です。

続きまして、予算書の9ページをお開きください。

こちらのほうの1款1項1目の他会計負担金、消火栓設置負担金というのが説明のところにありますが、その右のところに当初40万という金額が入ってございましたが、そちらのほうは削除させていただいております。

続きまして、10ページのほうをお願いいたします。

こちらのほうの1款1項1目の固定資産購入費の中の機械購入費、量水器購入とポンプ購入がございますが、こちらのほうの右のほうにも、当初
金額が入ってございましたが、そちらのほうも削除させていただいております。

申し訳ございません。ちょっと今の金額は、ちょっと発言を訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。量水器とポンプ購入金額ですけれども、申し訳ございません。

続きまして、10ページのところになりますけれども、1款1項の2目施設改良費、工事請負費のところになります。こちらのほうは、当初4件とあって、まとめた工事と計上をしてございましたが、今回、先ほど3号線のところでの御説明を行いました。継続費と継続費以外のほうにこちらのほうで整理させていただいております。継続費のほうの工事が7本、継続費以外の工事が7本ということで、今回工事名まで載せております。

続きまして、11ページのほうになりますけれども、2款の1目の企業債償還金、こちらのほうにつきましては、当初5,524万5,000円としてございましたが、変更後で5,111万8,000円に変更を行っております。それで、一応、すいません、まだ11ページなんですけれども、説明の中に、地方公共団体金融機構の金額が一応2,515万6,000円となっておりますけれども、これ、すいませんが、変更前は2,928万3,000円ということで、変更前の金額がなっておりますので、変更を行っております。

続きまして、21ページですね、すいません。21ページのほうに関しましては、資本金収入及び支出ということで、支出のほうで一応、資本金支出、1款の資本金支出で、変更前は、3億8,901万6,000円でしたけれども、変更後で3億8,488万9,000円、不課税仕入、その隣の、3つ隣なんですけれども、当初不課税仕入のほうも同額で、失礼しました、同額でありません、変更前は5,824万5,000円、変更後は5,411万8,000円と変更をかけております。

その下の1款2項1目の企業債償還金、こちらのほうに関しまして、こちらは当初5,524万5,000円でしたが、変更後では5,111万8,000円ということで、不課税仕入のほうも5,524万5,000円が5,111万8,000円に変更をかけております。

その下の1目の企業債償還金の金額も先ほど、今言った金額と同額となっております。

続きまして、22ページのほうをお願いいたします。こちらのほうにつきましては、補正、令和元年度の補正予算等もございまして、そういった関係で、元年から4年までのそれぞれの費用を見直しを行っております。

次に、23ページのほうをお願いいたします。債務負担行為に関する調書ということで、1番上にあります事項の配水管貸借料の令和2年度導入ということで、こちらのほうの右のほうに

いきまして、当該年度以降の支払義務発生額のところの期間ですね、こちらのほうが当初2年度から4年度まででしたが、3年度から4年度に修正を行っております。

次のページの24ページから31ページに関しましては、財務三表になっておりますので、今の金額を踏まえた形で修正を行っております。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

11ページ。今回施設改良費が、それぞれ工事請負費が、継続費とその他の一般分の施設改良費の分けてわかりやすくしていただきましてありがとうございました。4年間チェックしていかんばもんですから。

そこですね、企業債の第6条、企業債を借りるようにしてあるんですけども、1億6,200万。継続費の内訳を見ますと、2年度が1億1,700万あるわけですけども、その他の一般分が4,500万、資料から見ればそのようになるわけですが、それぞれの工事について、起債を使ってしようと考えておられるのか答弁をお願いします。

議 長（川副 善敬 君）

水道課長補佐。

水道課長補佐（大石 俊一 君）

今御質問にありました、継続費の中の令和元年度、22ページのほうになりますけれども、元年度のところの企業債のところの8,610万円の金額の件ということでよろしいでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）

しばらく休憩します。

（13時50分 休憩）

（13時54分 再開）

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

水道課長補佐。

水道課長補佐（大石 俊一 君）

すいません、時間をとらせて申し訳ございませんでした。企業債の対象ということで、1億6,200万円分の件だと思うんですけども、一応予算書の10ページと11ページに、工事委託料と工事請負費と負担金を一応上げておりますが、その総額の3億2,597万5,000円の2分の1として、一応対象としております。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

しばらく休憩します。

(13時55分 休憩)

(13時57分 再開)

議長 (川副 善敬 君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長。

企画財政課長 (藤永 大治 君)

継続費の2億3,400万円の分で1億1,700万の起債をしますけれども、残りの4,500万につきましては、10ページの委託料と工事請負費の中の継続費以外の工事4,567万円と、工事負担金1,850万円を起債対象事業費として、今回継続費と合わせた1億6,200万の企業債ということで計上をしておる状況でございます。

以上です。

議長 (川副 善敬 君)

1 番。

1 番 (須藤 敏規 君)

そういうことは、継続費の中の1億1,700万のこの7本ですか、これに起債はどれでも使うていいという企業債の何ですか、そういう決まりがあるんですか。一般会計だったら、この工事にはこれを使って、目的はこれですよって、使ってるんですけど、公営企業でしたら、この7本をどれでも地方債は使っていいという考えがされているのかですね。

そして、あと、継続費以外の施設改良費ですね、この4,500万なるんですけど、それと、今説明いただきました、負担金の1,850万、これについても、この範囲の中で、どういう起債をお借りするかわかりませんが、どれに使ってもいいっていう解釈でよろしいか。それをお尋ねします。

議長 (川副 善敬 君)

しばらく休憩します。

(13時59分 休憩)

(14時05分 再開)

議長 (川副 善敬 君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

水道課長補佐。

水道課長補佐 (大石 俊一 君)

今御質問にありました企業債の件でございますけれども、内容につきましては、施設の改良費ということで、先ほど御回答しておりましたが、それにつきまして、一応こちらのほうの令和元年の起債事務の手引きというのがございまして、長崎県企画振興部市町村課のほうから出ているものなんです、その中の上水道事業というところの対象事業ということでありまして、読ませていただきますと、上水道事業、末端給水事業及び用水供給事業に要する建設改良費・準建設改良費及び用途廃止施設の処分に要する費用ということで、それは対象とできるという

ことで一応載っております。
以上です。

議 長（川副 善敬 君）
1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

それで、どの工事に充てようと考えて予算計上されたのかをずっと聞きよるわけですよ。その施設改良費とか、一応対象事業、今言われましたからですね。どういう目論見で予算計上して、これに幾ら、これに幾らを聞きたかったんですけども。まあもう、それはまた後日。聞いてよいかどうかわからん。本当はね、一件一件、充当先って当てはめて借るのが通常だと私は思うとったもんですから、ばあって、全体でかかっとして、これに使いますんですよって言われたっちゃ、どう、首をかしげるしかなかもんですからですね。答えられますか。これに、1 番、中央配水池に、地方債は、企業債が幾ら、幾ら、幾ら、幾らってわかりますか。

議 長（川副 善敬 君）
水道課長補佐。

水道課長補佐（大石 俊一 君）

今、御指摘がございました、工事の一つの単位にですね、その中で金額がわかるのかっていうお話もございましたけれども、それにつきましては、休憩をお願いします。すいません。

議 長（川副 善敬 君）
しばらく休憩します。

（14時07分 休憩）
（14時08分 再開）

議 長（川副 善敬 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変御迷惑をおかけしております。今、須藤議員が個別にということでお話ですけど、今現状では、全体的にですね、2分の1ということで、全部上げております。ただ、これが一つ一つの事業で、幾らがあるっていうのは、事業費が出てしまうと思うんですけど、あともって、それをお知らせさせていただきたいと。ここでは、大変申し訳ないんですけど。ただ、全事業費でこの起債って言いますか、そういうことで、2分の1ということで出してたと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

賢明な答弁だと思います。継続費で見れば、半分为1億1,700万が地方債、残りが損益勘定の

留保資金、発表してしまったらおしまいですよ。そいけん、知る必要はないんですけど、全事業に対して当て込んだという認識でよろしいんですか。それだけ確認させてください。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
はい、現状は、予算上は全事業の2分の1ということで当て込んでるっていうことでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
5番。

5 番（阿部 豊 君）

補正でも要望したようにですね、10ページの、今の工事請負費関係なんですけど、継続費と継続費以外ということで分けられてるんですけど、単純計算で、全体契約額が2億3,400万、2年度の継続費に関する事業費であると、逡次繰越が5,225万、足すと2億8,625万になるんですが、確かに、2年度に元年度からきた分が、中央配水池進入道路築造に伴う配水管仮設工事、金額は申しませんが、きてますよというのはわかるんですけど、もう1件は、3,025万は元年度にもう発注済みっていうことなのか。逡次繰越の明細が何も無いし、逡次繰越は計画年度内ならどの年度までも繰越しできるわけですよ。煩雑で、はっきり言えば、掌握しづらい。ですよ。単純に逡次繰越が、翌年度っていうことで考えれば、2億8,625万ですから、今、予算の2億7,967万、チェックしきれないんですよ。3,025万は逡次繰越になってるけれども、元年中に発注済みで未払代金だという認識でいいのか、であれば、2億3,400万に逡次繰越の2,200万、継続費として考えられるのは2億5,600万で、それを超える分は継続費以外ですよという認識でいいのかを確認したい。

議 長（川副 善敬 君）
しばらく休憩します。

（14時12分 休憩）
（14時29分 再開）

議 長（川副 善敬 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
水道課長補佐。

水道課長補佐（大石 俊一 君）

すいません、先ほど質問にありました継続費の金額、総額の2億7,967万円の件でございますけれども、そちらの中にはですね、一応継続費として2億3,400万円分の工事と、工事何本もございますけど、それと、それ以外の工事で7件の4,567万円の総額の工事がございます。

一応それで、表の作り方だと思うんですけど、3ページの予算書の中でですね、失礼しました、これ補正予算ですけども、申し訳ないです、22ページですけど、こちらのほうも一応近隣の市町村のほうにですね、問い合わせしながら、こちらのほう作成しておりますけれども、ちょっとまだ不明な点というか、ちょっとまだおかしい点がちょっと、今後ちょっと研究してい

かなくちゃいけないと思いますけれども、申し訳ございませんけどよろしく願ひいたします。

議 長（川副 善敬 君）
5 番。

5 番（阿部 豊 君）

わかりました。22ページで申し上げます当初予算のですね、休憩中にお話があった元年の通次繰越額の5,225万については、元年中に契約済みというふうな説明があった認識であります。であれば、22ページの翌年度以降の支払義務発生予定額の元年のラインには、同額が記載してあれば、契約済みの繰越だというふうな認識ができます。契約済みなのか未契約なのかの判断が、これであればもうつかない。私はこの表現であれば、未契約の繰越しの5,225万が令和2年度にきたんだと、くるんだというふうな資料の読み方しかできません。私が間違いであれば、その、両方に記載してあればですね、契約済みだと。元年度のところにも記載、義務が発生しますよというところであって、備考欄に通次繰越額がっていうダブルの表現なら、契約済みの繰越額が翌年度にきたんだと、そして2億8,625万になったと、足し引き算ができるんですけど、ゼロであれば、未契約繰越だというふうな認識しかできませんので、私の見識誤りなのかを御答弁いただければ。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

すいません、今の阿部議員がおっしゃいました継続費の通次繰越ですね、この件について、ちょっともう少し、町でもちょっと、もう少し研究させてください。あともって答弁、返事をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
5 番。

5 番（阿部 豊 君）

特にですね、継続費はですよ、明許繰越のように翌年度っていうことでなく、経過期間であれば、最終年度までいけるわけですね。予算。ということは、我々チェックする側の議員としては、その明細なり状況をよく、私も勉強しなければいけないんで、理解しがたい部分が多数出てくるということで、補正の際も意見も申し上げましたが、翌年度にまたがる工事のみ継続費の計上にしていただきたいという意見を申し上げて質疑を終わりたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）
ほかに質疑ありませんか。
2 番。

2 番（浜野 亘 君）

すいません。6ページのですね、委託料の水道量水器検針業務委託料。先日出札をされておりまして、支払いの方法は、3年間の契約を入札されておりまして、どういうふうな支払形態になってるのかなっていうことと。

あと、通常検針はわかるんですけど、休止検針の数が6,550件、9か月っていう、その9か月

の意味をちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（川副 善敬 君）
水道課係長。

水道課係長（吉福 高志 君）

水道量水器検針業務委託料につきましては、3年間の契約でしておりまして、水道の検針につきましては、毎月行われますので、毎月完了したあとに請求書がきてお支払いという形になります。

休止検針につきましては、年間12か月のうち3回ですね、3回いつも見てもらってる通常検針に加えてですね、現在水道メーターは付いてるけど使われていないとこ、そういった所も検針をいたしますので、3年間で9か月というふうに記載をいたしております。よろしくお願ひします。

議長（川副 善敬 君）
2番。

2 番（浜野 亘 君）

わかりました。毎月支払いということで了解しました。

管理者である町長に前も申し上げたんですけども、この委託業務についてはですね、メーター検針という単純業務なわけですよ。なおかつ一般競争ならわかるんですが、最低制限価格は必要ないんじゃないかと、前申し上げたと思うんですけど、単純業務の中でですね、指名を、ここだったら、きちっとやっていただけるっていう業者さんを指名されているわけですよ。1回目のときは、たぶんこの業者さんがとられたんですが、今回は失格になってるんですよ。おそらくその3年にして、価格を下げようとしたことで入札をされたと思うんですけども、頑張った方が失格になったと、そしたら、私に言わせれば、今度は官製談合の疑いが出てくるわけですよ。わざわざ価格を上げてしまった。最低制限価格を設けたことによって。実績がある業者さんが失格になってしまったということで、これは見直しをしないといけないんじゃないですかっていうようなことを、前申し上げたんですが、まさしく同じようなことが起きましたので、管理者として。要するに使用料を、水道使用料を徴収して運営してるわけですから。検針業務はそんな不正をすることってほとんど考えられない、なおかつ、ということで、これは最低制限価格についてはそぐわないんじゃないかと。水道事業は最低制限価格を設けませんってできるわけですから。町長の考えをお聞きしておきたいと思います。

議長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

これにつきまして、今、浜野議員から御指摘がありました、その最低制限とか、そういう中身については、私もちょっとよくわかりませんので、協議をしてですね、やりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（川副 善敬 君）
2番。

2 番（浜野 亘 君）

えとですね、3月6日にいただいた資料、直近のやつなんですけど、3業者を指名されて、2業者の方が、要するに最低制限価格よりも高い価格が2業者あって、予定価格よりも大きい価格、そのうち1業者で、最低制限価格が1業者、そこは佐々町のメーターを最初に検針されたところなんです。九州電力のメーター検針をされてる業者さんですね。が、頑張って応札されたのに失格になってしまったので、次のときは、ただこう、やっぱり応札せんばいかんというふうになってしまうのではないかと。水道事業が今からお金がかかると言いながら、こういうことをされていいのかと。だから、きちっと見直していかれたほうがいいんじゃないかということで申し上げたので、まあ、もういいです、見直すということで、検討しますということですので。

議 長（川副 善敬 君）

しばらく休憩します。

（14時39分 休憩）

（14時39分 再開）

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第36号 令和2年度佐々町水道事業会計予算は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決しました。

— 日程第7 議案第37号 工事請負契約締結の件（令和元年度 令和元年災391－101中川原地区
農業用施設災害復旧工事） —

議 長（川副 善敬 君）

日程第7、議案第37号 工事請負契約締結の件（令和元年度 令和元年災391－101中川原地区農業用施設災害復旧工事）を議題とします。執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第37号 朗読）

中身につきましては、産業経済課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

それでは、議案書に添付しております、まず資料につきまして説明をさせていただきたいと思います。

まず1枚目のほうになりますが、令和元年災の中川原地区農業用施設災害復旧工事。

①工事概要ですが、工種につきましては頭首工です。工事概要、延長L=48.0メートル、ゴム引布製起伏堰撤去・設置（新設）工、仮設工、汚濁防止フェンスを行うものです。

次に、②の工程表になりますが、4月からゴム袋体の製作準備のほうを行いまして、その次5月から10月まで、こちらのほうがゴム袋体の製作のほうに入りまして、製作を行うわけですが、6月から10月まで、赤枠のほうで示しておりますけれども、こちらが出水期のほうに入っております、河川内の工事が不可というふうになっております。このため、11月から河川内での工事を行うものでございます。11月からまず仮設工等を行いまして、12月から既設のゴムの袋体の撤去と取付けのほうを行いまして、最後に仮設工としておりますが、こちらは河川内の土のう等の撤去を行うという形で、2月末までを予定をするものでございます。

次に、次のページに図面のほうを付けておりますので、そちらのほうを御覧いただきたいと思います。まず、資料のほうを横にいただきまして、花壇のほうに佐々小学校、清峰高校を見ていただきますと、左側のほうが下流、右側のほうが上流という形になります。学校横にありましたラバー堰のほうが、赤色のほうで示しておりますが、こちらがラバー堰のところになります。工事にしましては、赤色のラバー堰の取り替える方法になりますが、まずラバー堰を囲っております青色のところ、こちらが仮設工になりますけれども、こちら右岸側のほうから既設のラバーを撤去を行いまして、左岸側に仮設工を替えまして、既設のラバーの撤去を行います。で、新たなラバー堰のほうを取り付けるものでございますが、続いて、また左岸側に仮設工を替えまして設置を行うものでございます。その下にあります青色で示しておるところが、仮設の道路ということになります。

それでは、議案書に戻っていただきまして、2枚目の別紙のほうをお願いいたします。

工事名、令和元年度 令和元年災 391-101 中川原地区農業用施設災害復旧工事。工事概要、ゴム引布撤去・設置（新設）工・仮設工、一式。契約方法、指名競争入札による落札者と契約。契約金額、1億3,398万円、内消費税、1,218万円。契約相手人、佐々町小浦免57番地1、株式会社森建設佐々営業所 所長 森理恵。工期、自、契約確定の日、至、令和3年2月26日。

提案理由。本工事を令和2年3月25日入札執行し、上記業者が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものです。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

これは令和元年の災害による復旧工事ということで、現状復旧というのは原則というふうにお聞きしておりますけれども、毎年のようにですね、このラバー堰の破損と復旧というのを繰り返しておりますね。確かに耐用年数もあるのかもしれませんが、近年の水量の多い災害といえますか、大雨がですね、頻発するなかで、このラバー堰っていうのが、実際工法的に限界があるんじゃないかという印象を持っております。

そういう点で、この今回のラバー堰については、どれぐらいの耐用年数で計画をされて、そして、今回破損したっていうことになるのかですね。この前の、この前新設だったのかもしれませんが、この前の修理っていうのはいつだったのかですね、一つは答えいただきたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

ただ今の御質問になります、こちら大新田井堰のほうが、建設が昭和 62 年のほうにあっておりまして、経過年数が 32 年は経っております。耐用年数のほうを 40 年ほど見ておりますが、耐用年数にだいぶ近くなっているという点はございます。

それとあと、修理につきましては、その都度軽微な修理につきましては行っておりますけれども、大規模な修理というのは現在まで行っておりません。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

いずれにしても、その町内にはこのタイプの井堰というのは 3 か所ですかね、実際にあるのはですね。それで、昨年度も確か上流部の井堰が破損したということがあって、それぞれ、ここ二、三年のうちに破損してるんじゃないかと思うんですが、そのあたりいかがですかね。

それで、実際問題として、この井堰がこういう工法でいくというのがですね、今後も妥当なのか、妥当だというふうにお考えなのかということもお聞かせいただきたい。妥当でないならば、やはり国県にも要望して、その従来の、現状復旧というふうに言うけれども、そのそういう特別な事情があれば、それについても変えることは可能ではないかというふうに思うんですがいかがでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

まずあの、ラバー堰の箇所数ですが、佐々町全体で 5 か所ございます。それで、やはりその設置も同じような年度に大体起こっておりまして、耐用年数もだいぶきてるというのもありますけれども、現在のところ、軽微な補修につきましては、その都度行ってるという形でございますが、昨年におきまして、もう一つ被災をしまして、その分で災害の補助費を使いまして、

修理のほうを行っておりますけども、今後もそういった形で耐用年数もきてるところもありまして、また起こりうる話にはなるかと思っておりますけども、ただ、現在のその雨の降りかたということも見ましても、そういう、また災害も起きる可能性は十分あるかと思っております。ただ、今後になりますけども、各堰ございますけども、その統合であったり、またその、受益者が少ないところなどございますけども、工法としまして、ポンプの設置などそういう取水の安価な形の施設を考えながら、どう対応していくのかというのを、また考えていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
今、永田議員がおっしゃったように、今現在のなかなか災害というのが大きい災害ですね、そいで落石っていいですか、石がこう転んできて、やはりラバー井堰を傷めるっていう、もう大きな被害が出てくるわけでございます。そのなかで、やはり工法的にもこういうのがいいのかっていうのをもちろん考えなければなりません。稼働井堰とか、自動的になるのか、その金額がなかなか折り合わなくてですね、難しいところもあるわけです。ただ、川の資源もですね、守らなければならないわけでございまして、やはりこの井堰は稼働井堰か、やはり落ちアユとか、アユとか何か上がる、遡上するところもありますんで、そういうと全体考えればですね、やはり今後どうするのかというのは、やはり県国とか協議をしながらですね、やっていかなきゃならないと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
ほかに質疑ありませんか。
5 番。

5 番（阿部 豊 君）
契約締結案件の資料としまして、入札結果報告をいただいております。私は本日いただきまして、議会の受付が、両方とも3月25日で受理されておまして、1件が3月19日に入札を執行し、超過のため不落。工事名、工事場所、工事概要、全て同一の状況のもと、同一の指名業者による入札が3月25日に行われておまして、落札。入札率が99.74%。私の認識では、入札不調の場合は、業者入替えによる再入札というふうな認識でおりますけれども、なにかルールが変わったのか、その点について確認をしておきたい。

議 長（川副 善敬 君）
副町長。

副 町 長（中村 義治 君）
かんがい用水施設につきましては、一般土木って、一式ということになっておまして、設計内容を変えまして、工事を、発注をしたところでございます。
以上です。

議 長（川副 善敬 君）
同じメンバーって。質問の趣旨に答えとらんね。

しばらく休憩します。

(14時53分 休憩)

(14時54分 再開)

議長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
副町長。

副町長（中村 義治 君）

今、言われます、5番議員が言われます、工事箇所、名称等につきましては、変更はありませんが、当初の設計を廃工をいたしまして、新たに設計変更を行いまして、入札が行われたということでございます。
以上です。

議長（川副 善敬 君）

5番。

5番（阿部 豊 君）

住民の方も見てらっしゃいます。佐々町のルールとして、私は今まで、不落の場合は、業者変更による再入札が行われていたというふうに認識しておりますが、今後の不調に終わった際は、設計変更による再入、同一業者の再入札というふうな認識でよろしいのか、確認をしておきたい。

議長（川副 善敬 君）

副町長。

副町長（中村 義治 君）

工事工種によっては、そのようなことが起こることがあるかと思っております。
以上です。

議長（川副 善敬 君）

5番。

5番（阿部 豊 君）

工事工種及びクラスによって、業者数がそれぞれ違うと思うんですね。そういったところで、やっぱり佐々町の単体、自治体として厳しい状況があるというのは認識しております。

ただ、近年他自治体の状況をよく参考にしていただいておりますよ、アナログ的な佐々町の運用実態ではないかというふうに感じる点が多々ありますので、時代のニーズに沿うたですね、公平公正透明な執行をしていただきたいという意見を申し上げて、質疑を終わりたいと思います。

議長（川副 善敬 君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし。」の声あり)

これから採決を行います。議案第37号 工事請負契約締結の件(令和元年度 令和元年災391－101中川原地区農業用施設災害復旧工事)は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決しました。

以上で、本臨時会の会議に付された案件は全て終了しました。

閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

町長。

町 長(古庄 剛 君)

閉会にあたりまして、お礼を申し上げたいと思っております。議員の皆様におかれましては、提案を申し上げた議案につきまして、それぞれ適切な御助言をいただきながら、決定させていただきましてありがとうございました。しかしながら、水道事業会計につきまして、予算につきましては、基本的な間違いが多く度重なる修正など、議員の皆様には多大なる御迷惑をおかけしたことを大変申し訳なく思っており、誠に遺憾でありましてお詫びを申し上げたいと思います。

議員各位からいただきました、御意見とか、それから御指摘につきましては、その対応に十分留意をしながら町政の運営を執り行ってまいりたいと考えております。私が町の執行機関の事務を管理執行するものとしまして、また、最高責任者として、今後十分注意しながら事務を慎重に進めるように、また、職員のほうにも指導させていただければと思っております。

議員の皆様におかれましては、今、コロナウイルス等いろんな病が流行っているわけでございます。健康に十分御留意をいただきながら、また、町政の発展のために御活躍をいただきますように心からお願いを申し上げまして、臨時議会の閉会にあたりましてのお礼の挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

議 長(川副 善敬 君)

私から一言お礼を申し上げます。本日の臨時議会におきましては、4議案を審議いただきました。どれも重要な議案ではありますが、特に一般会計補正予算におきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴うもので、幼稚園児童など小さいお子さんの予防対策などが重要なものでした。一刻も早く、コロナの感染の拡大が収まり、皆様が元の平穏な生活に戻ることを願う次第でございます。本当にありがとうございました。

以上で、令和2年第2回佐々町議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

(15時00分 閉会)